

2004年3月16日

中央環境審議会  
地球環境部会長 浅野直人様

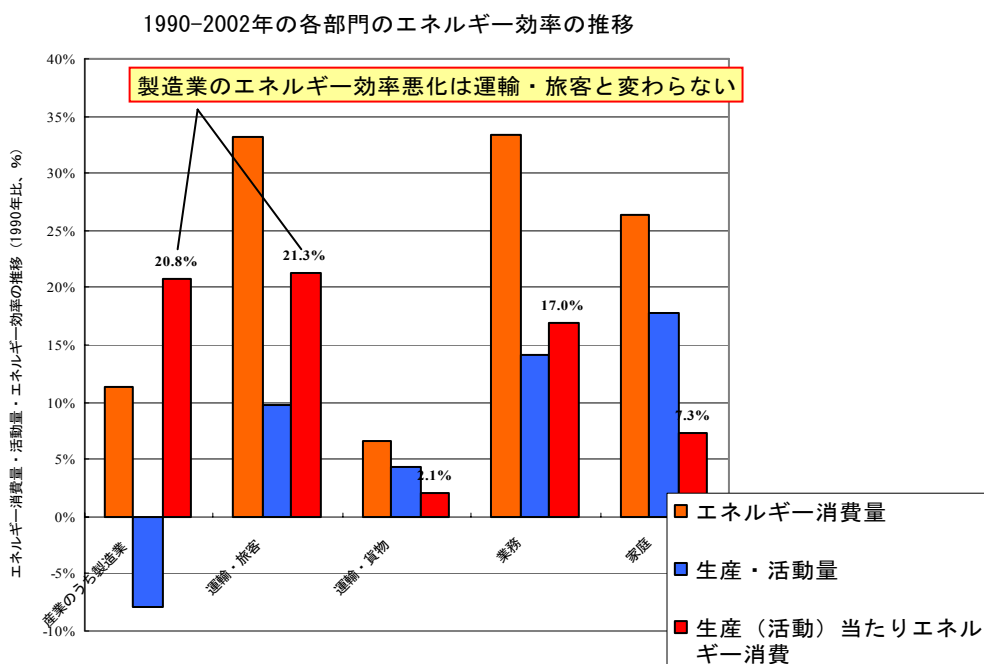
委員 浅岡美恵

2004年3月10日地球環境部会第14回会合における「産業部門に関する資料及び対策の概要」に関して、以下のとおり意見を述べます。

## 第1. 産業部門の現行対策全体の考え方について

### 1. 全体の評価

1990年以降、産業部門の生産量は大幅に減少、鉱業や製造業の生産指標である鉱工業生産指数は2002年までに1990年比8%減少、建設業の指標である新設住宅着工戸数は31%減、建築着工床面積は39%減といずれも大幅な減少になっている。にもかかわらず、1990年以降2001年までにCO2排出量は産業全体では5.1%減、製造業だけに限ると3.8%減にとどまった。エネルギー消費量は2002年までに8%増加し、日本エネルギー経済研究所の推定によれば製造業のエネルギー原単位（鉱工業生産指数あたりのエネルギー消費量）は2001年までに21%も悪化した。この悪化度合いは「業務その他」部門や「運輸旅客」部門と同レベルであり、産業の10年余りの対策を自主計画に任せていたことで対策を大きく遅らせてしまったことを表している。



原単位が悪化を続けていることから、自主行動を基本とする現行対策が不十分であるのは明白であり、政策強化により産業部門の7%以上の削減を確実に担保することが極めて重要である。

## 2. 大綱の目標と産業界自主計画の矛盾、省エネ法と経団連計画の区分について

大綱は産業部門に対し7%削減を課しているが、経団連の自主行動計画は1990年比ゼロ削減しか見込んでおらず、工業プロセスや供給部門も含み整合性がない。

また、経団連計画がカバーするのは産業部門全体の約8割であり、他は省エネ法のみで対処することになっている。しかし、その区分も、基準ケースによるCO<sub>2</sub>排出量も明らかになっておらず不透明である。

## 3. 前提条件の変更について

産業部門に属する業種のうち、幾つかの業種においては2010年の生産見通しを引き上げている。これにより各部門の削減目標の基礎が変化したと見るのが妥当であるので、目標を見直し、検討に反映させる必要がある。

## 4. 統計の変更について

総合エネルギー統計の改訂により大綱制定時の排出量と現状の推計手法における排出量との乖離が生じていることについては、その目標設定への影響と今後の全体的な対策の方針との関連を整理し、検討に反映させる必要がある。

## 第2. 産業部門の各対策の進捗状況について（資料2-3）

各対策については、対策の妥当性の評価・見直しがまず必要であり、今後の議論を踏まえて必要があれば対策の追加、変更、削除についても検討すべき。

### 1. 「経団連自主行動計画の着実な実施とフォローアップ」について

- ・産業部門の目標は7%削減であり、工業プロセスなども含んで0%の目標しか掲げていない経団連計画では不十分である。
- ・目標未達成の際の措置を明らかにすべきである。
- ・産業部門の排出量は2001年段階では減少しているが、生産の大幅な落ち込みによる側面が大きいもので、現在（2002年）の効率が改善されないまま、生産量が2010年の各業界の生産見通しまで回復すれば、バブル絶頂期の1990年をさらに上回る可能性が高い。
- ・原発やLNG火発の導入によって電力のCO<sub>2</sub>原単位の改善がみられるが、大半の業界はその効果を対策の効果に含めている。電力原単位の変化による排出量の変化分は、

産業部門での対策の効果と区分して評価すべきである。

- ・独自の指標を用いて原単位の悪化を見えにくくしている例もある（例えば石油連盟の換算通油量に基づく原単位指標等）。

## 2. 「省エネ法に基づく工場対策」について

- ・経団連環境自主行動計画の対策効果との関連や重複が不明である。
- ・2002年度の単年度で、約半数の大規模工場が省エネ法の工場のエネルギー消費原単位の改善目標を達成していない（資料2-3の8ページ。図表4）。単年度で大きな改善や悪化がある工場も多く、単年度だけでなく、90年以降今日までの経年変化を明らかにされたい。
- ・省エネ法の対象事業所になっていない中小工場については実態が全くわからないのが実情である。

## 3. 「高性能工業炉の導入促進」について

高性能工業炉の普及状況が明らかでなく、前記対策とのダブルカウントがないかどうか明らかにされたい。分離が不可能なのであれば、対策量を見込むことの是非について再検討すべきである。

## 4. 「技術開発及びその成果」について

現在商品化されておらず、削減量や導入コストが把握できないものは、対策量を見込むべきではない。

### 第3 産業部門の施策の進捗状況について（資料2-4）

#### 1. 全体の評価

- ・産業部門の対策の特徴は、現大綱に示されている施策の実施により削減見込み量の達成を担保するものがなく、政策措置が不十分な分野である。
- ・産業の効率悪化により、今後の生産増で容易に排出が増加してしまう現状を打開し、1990年比7%以上の削減を確実にするため、政策の抜本的強化が必要。強化としては、産業全体で7%以上の削減を確実に担保できるレベルでの協定化、それを補完する炭素税などが求められる。

#### 2. 各施策の評価

##### (1) 「施策1-1(1) 経団連環境自主行動計画のフォローアップ」について

- ・大綱の削減目標と経団連環境自主行動計画とは削減目標が異なっており、経団連環境自主行動計画が達成されたと仮定しても、大綱の目標は達成されない。

- ・ 前述のとおり、進捗が不十分である実態に対して「着実な達成」と評価し、追加策も示しておらず、このままでは目標の達成の保証がない。
- ・ 現行の自主計画のフォローアップではなく、国が企業又は複数の企業と削減協定を結び、守れなかった場合の措置を定めるとともに、それを補完する炭素税を導入するなど、抜本的な対策を導入する必要がある。
- ・ 協定化にあたっては、産業全体で7%削減がなされることが前提であるので、現在の各業界の目標でそのまま協定化するのでは不十分である。

**(2)「施策 1-1(2) 省エネ法の改正強化、施策 1-1(3) 省エネ法第一種管理指定工場の対策・施策 1-1(4) 省エネ法第二種エネルギー管理指定工場の対策」について**

- ・ エネルギー削減総量や削減率は規制がなく、エネルギー効率改善についても著しく不十分である場合に指示・公表の規定を置くに過ぎず、削減を担保するものではない。現在のエネルギー効率改善にかかる措置を規制とすべきであり、少なくとも10%以上も効率悪化がみられる事業所（資料 2-4 の 14 ページ図表 16）などについては、省エネ法第 12 条各号の措置がとられるべきである。
- ・ また、対策の実態を明らかにするため、全事業所の対策進捗状況を公表し、市場の判断材料のひとつにもすべきである。

**(3)「施策 1-2 事業者の省エネ設備導入に対する補助制度について、事業者や業界等の自主行動計画等に沿った取組に対して重点的に支援 (1)~(9)」について**

- ・ これまで、租税特別措置による税制優遇や、低利融資などの補助制度が行われてきたものの、その削減効果ないし費用対効果が示されたことがない。効果が乏しいとしたら大きな問題である。

2004年3月16日

中央環境審議会

地球環境部会長 浅野直人様

委員 浅岡美恵

2004年3月10日地球環境部会第14回会合における「業務その他部門に関する資料及び対策の概要」に関して、以下のとおり意見を述べます。

## 第1 業務その他部門の現行対策全体の考え方について

### 1. 全体の評価

1990年以降のCO<sub>2</sub>排出量増加の要因は、主に業務床面積の増加であり(資料1-2、2)、大幅な伸びが予想されているにもかかわらず、原単位の増加を抑制できる程度の対策しか見込まれておらず、想定した目標値を達成するための方針が見られない。全体の排出量を削減するためには床面積あたりの排出量の大幅な削減が不可欠である。現在までの排出量の動向から現行対策を評価し、今後の方針のあり方を明確に位置づけるべきである。

### 2. 統計の変更について

総合エネルギー統計の改訂により大綱制定時の排出量と現状の推計手法における排出量との乖離が生じていること(資料1-2、1、(3a)及び(3b))については、その目標設定への影響と今後の全体的な対策の方針との関連を整理し、検討に反映させる必要がある。

### 3. 家庭と業務の分離について

現在大綱では民生部門のエネルギー起源CO<sub>2</sub>の目標を家庭と業務を合わせて2%削減としているが、エネルギー消費量、CO<sub>2</sub>排出量とも業務と家庭は一般的に個別に把握されることから、業務と家庭の対策や目標値を分けるアプローチについても検討すべきである。

### 4. 削減量の担保

- ・現大綱に示されている施策の実施により削減見込み量の達成が一定程度担保されると考えられるものは、「トップランナー基準方式の導入」及び「トップランナー適用機器の拡大」の規制措置によるもののみであり、その他の対策については施策の実施により削減見込み量が担保できると客観的に評価できるものがないのが現状である。
- ・他部門と同様に、業務部門においても現大綱に示されている国等による施策と削減見込み量の関係は必ずしも明確とは言えない。そもそも削減量の算定や評価自体が困難と考えられる施策についても削減見込み量が示されているが、大綱に示されたCO<sub>2</sub>削減

減量が担保されているとは言えない。

## 第2 業務部門の各対策の進捗状況について（資料1-3）

各対策については、対策の妥当性の評価・見直しがまず必要であり、今後の議論を踏まえて必要があれば対策の追加、変更、削除についても検討すべきである。

### 1. 「機器の効率改善対策について（資料1-3、1）」について

- ・対策の妥当性は高いといえるが、技術開発の促進のみでなく、その普及による使用ベースでの効率改善が実質的な削減量担保のために重要である。
- ・トップランナー基準による効率規制については、製品規制が進んでも規制外の商品の増加、適用除外機種拡大などで、2010年に規制対象機器の割合が著しく減少する可能性はないかの点検が必要。（例えばテレビでは地上波デジタル放送の開始、アナログ放送の終了に伴い、機器が入れ替わると見られる。この際に、従来のように機器の普及が済むまで省エネ基準を設定せずに浪費型機器の普及を放置するようでは対策の担保は難しい。またそれに至る段階でも、未だにプラズマテレビと液晶テレビの規制化がなされないという問題がある。複写機では、規制対象外の複合機やデジタル機が増加傾向にある。また、複写機と類似の機能を持つレーザープリンター、ファックスの一部などは規制がなされていない。OA機器では、機器代替のサイクルが短くストックの性能向上が比較的速やかに行われる可能性もある（資料1-3、p2）が、省エネ法適用除外機が急速に普及してかえって浪費構造になる可能性もある。）普及が一段落してから規制に乗り出すような現状の省エネ行政の見直しが必要である。
- ・技術開発及びその成果の普及（高効率照明）については、現時点で商品化していない技術は削減量やコストの試算が不可能なので、商品化された段階で大綱に追加できるかの検討を加えることが適当。また今後の見通し（資料1-3、p3）の3点目は単なる憶測で根拠がない。

### 2. 「住宅・建築物の省エネ性能の向上（資料1-3、2）」について

- ・【事実関係修正】対策による削減見込み量達成のための導入目標に関して、2006年度において現行基準を8割が達成（資料1-3、p4）という目標は新築建築物（非住宅、2000㎡以上）についてであり、2000㎡未満の建築物については事実上対策量は見込まれていない。
- ・対策としては妥当であるが、削減見込み量を担保する施策がない。また削減見込み量が住宅と一括して示されているのは不可思議である。気候ネットワークが行った情報開示請求に対しても、CO<sub>2</sub>に関する情報は一切開示されず、1990年あるいは1998年の想定、2010年までの新築と減失の総数もエネルギー効率別内訳も開示されていない。
- ・新築建築物のみの対策導入を想定しているにもかかわらず、「既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進」などの施策は導入目標の想定と矛盾しているのではないか。

- ・新築建築物の 8 割が現行省エネ基準を達成するという大綱の目標の実現可能性は、データの不足などから「不透明」とされているが、進捗状況の進展のためにはすでに開始された届出データ等の把握が必要。このため、届出データが自動的に環境大臣に送付されると同時に、公表されるよう制度改正が必要。同様に、効率改善による対策効果の算定、評価のためにはストックの建築物の省エネ性能（熱性能、システム効率性能）等のデータ把握が必要である。これらのデータをもとに全ての建築物の格付けやラベル化もあわせてできれば BEMS の基礎にもなる。

### 3. 「エネルギー需要マネジメントの強化」

- ・BAU に対して実質的に対策による削減量の担保が可能かどうかについて未だ実証調査段階にあるものが多く、削減の担保性があるとはいえない。対策自体の妥当性について検討が必要。また、OA 機器の効率改善など、他の対策と重複する可能性があるものを分離して評価できるのかも不明である。
- ・今後、年間 3000 件の導入が必要としているが（資料 1-3、p5）、2001 年の実績が年 600 件（この根拠や削減量も不明）であり、現在の対策では達成不可能と見ざるを得ない。

## 第 3 業務部門の施策の進捗状況について（資料 1-4）

### 1. 全体の評価

- ・まず、業務部門全体を網羅する施策がないこと、規制措置による削減量の担保を図る施策は実質的にトップランナー基準の導入以外にないことなど施策体系のあり方について確認し、担保措置の乏しい施策は担保施策と区別し、大綱に盛り込むことは是非も検討すべきである。
- ・分野別の施策についてみると、①大口業務対策（需要を含む）、②建築物対策、③共通機器対策に分けられるが、既存建築物についての性能基準のような施策がない。
- ・機器の効率改善措置の強化に対応する施策 1-1、1-2 については、対策量の担保が定量的になされているか示すことが必要である。対象機器の拡大や適用除外、規制値更新が裁量によってなされており、導入初期に規制化されないことが問題である。
- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上に対応する施策 2-1、2-2、エネルギー需要マネジメントの強化に対応する施策 3-1 については、そもそも対策量が確保されているとは見られないことから、抜本的強化が必要。強化としては、対策量を確実に担保できる規制が求められる。そうでない場合は、規制と同等の担保措置を示す必要がある。

### 2. 機器の効率改善対策

- (1) 「施策 1-1 1998 年省エネ法改正により、家電・OA 機器に対しトップランナー基準を導入、施策 1-2 従来対象となっていなかった機器をトップランナーとして拡大・追

#### 加) について

- ・対象機器の選定基準が定性的で不透明であり、①消費電力は多くても規制対象にならないものがあること（白熱灯、電気調理器や業務用冷蔵庫など）、②新しい機器も、普及が増えてもしばらくは規制対象にならないこと（プラズマ・液晶テレビなど）、③複写機のように適用除外が多いものがある、などの問題がある。
- ・今後新しい種類の機器が普及し、浪費型機器が業務部門に普及して浪費構造が定着する前に規制化をはかる仕組みが求められる。

#### (2)「施策 1-3 普及促進のための補助制度の創設、施策 1-4 消費者が待機時消費電力の小さい商品を判別できるような仕組みづくり」について

- ・業務用でも省エネ性能ラベルを貼らせるなどの施策が考えられる。

#### (3)「施策 1-5 高効率照明等の技術開発に対して援助を実施」について

- ・2010年に商業的に使われる技術かどうかの見極めが必要である。
- ・技術完成の可能性、コスト見通し、普及可能性に見込みがなければ削除すべきである。
- ・予算額は技術の進展と一般に何の関係もない。

### 3. 住宅・建築物の省エネ性能の向上

#### (1)「施策 2-1 省エネ法に基づき建築主に対して努力義務。建築主の判断の基準を定め公表」について

- ・省エネ性能に関する維持基準（実績・管理規定等）がなく既存の建物に適用できない。
- ・省エネ基準導入量が少ないのは、規制でなく努力目標であるためである。
- ・9ページの評価基準と実際のエネルギー消費効率との関連についての評価が必要である。
- ・進捗が不十分というほかなく、対策量が確実に担保されるよう、強化が必要である。

#### (2)「施策 2-2 特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務づけ（省エネ法の改正）」について

- ・届出を受けたときの方針が不明。データの把握・公表が必要である。
- ・2000m<sup>2</sup>以上の新築建築物についてだけの措置であり、省エネ基準は8割を目標としているが、進捗が不十分と判断されるので対策量が確実に担保されるよう、強化が必要である。

#### (3)「施策 2-4 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎の整備の推進）」について

- ・官庁の建物は省エネ基準以上の性能が求められる。新築・改築分の100%を省エネ基準以上にすることの評価が必要である。



(4)「施策 2-5 既存官庁施設のグリーン化診断・改修の推進」について

- ・これは BEMS の施策と重複しているのではないか。

4. エネルギー需要マネジメントの強化

(1)「施策 3-1 省エネ法の改正により、大規模オフィスビル等についても、大規模工場に順ずるエネルギー管理の仕組みを導入

- ・カバー率は3割程度であり、それ以外は事実上の対策がない。
- ・経団連計画に参加する民生部門の大口業界、例えば百貨店協会は目標自体も2010年でも1990年レベル安定化であり、床面積あたりのエネルギー消費量が増加を続け改善が見られないなど、改善が進展していない。省エネ法による措置もなされておらず、この施策では対策が進まないことを示しているのではないか。対策量が確実に担保されるよう、強化が必要である。

## 中央環境審議会 地球環境部会第15回会合への意見

2004年3月22日

(社)日本経済団体連合会  
環境安全委員会 地球環境部会長  
榎本 晃章

3月22日(月)の中央環境審議会地球環境部会第15回会合には残念ながら欠席させていただきますので、以下書面で意見を申し上げます。

### 1. 国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進に向けた意見

民生部門での省エネ型の機器や住宅等の開発や改善が大きく進んできており、次の課題は、その一層の普及です。これらが普及するためには、消費者に適切に選択されることが必要です。環境に良い製品や省エネルギー型の機器、住宅を選択しようとする志向が消費者にあるということは、色々なアンケート調査が示しているところです。ポイントは、必要などころに必要な情報が適切に行っているかどうかということです。この点について、もう一度、検討し、必要などころへ必要な情報を的確に伝える情報提供の仕組みを考えて頂きたいと思えます。

「それは環境省、あるいは、環境の専門家の問題ではない」と言わずに、関係府省などを巻き込み、的確なところの的確な情報が提供され、的確な判断が行われるよう、一層の努力が必要だと考えます。

例えば、住宅であれば省エネ仕様を決定する施主や設計者、住宅メーカーなどへの情報提供が、ビルであれば施主と同時に設計事務所やゼネコン等への情報提供が大事となります。良い商品を製造した後の、販売を考えるのと同様のことをする必要があると考えます。

また、省エネ基準に適合した住宅への住宅金融公庫による割増融資の仕組みは、有効に機能しているわけで、今後、民間金融機関についても省エネ基準を融資条件上有利な扱いをするなどの奨励を行っていただくことも検討していただきたいと希望します。

### 2. 京都メカニズムの活用に向けた意見

京都メカニズムは現行の大綱で補完的とされていますが、限りある資金・資源の地球規模での有効活用を図る意味で、これを出来るだけ早く重要な対策の

一つとして明確に位置づけ、その具現化の条件整備を図るべきではないでしょうか。

かねてから主張しておりますとおり、日本のような省エネの進んだ国では京都メカニズムを活用することが費用効果的にも、実効が上がるという点からも最も現実的な削減策だといえます。特に、地球規模での実効性という観点から、今後、急増する途上国の排出量をいかにして抑制していくかが最も重要であることから、長期的な視点のみならず、現在においても京都メカニズムの活用は意義があるものと考えます。

また、EU が東欧諸国も取り込んで温暖化対策を実施していることを見習い、「それはEU バブルがあるからできるのだ」と断じずに、わが国としては、京都議定書議論と切り離しても、中国や東南アジアのアジア諸国を巻き込み、アジア地域で共同して取り組むことのできるスキームの創設に今から、取り組み、機能させ、実効を挙げてゆくことが必要ではないでしょうか。アジア地域での共同しての取り組みは、国際交渉などの場で一つの力につながると考えます。

アジア地球温暖化対策スキームを日本のリーダーシップのもとで構築することも視野に入れて、この京都メカニズムの活用を議論して頂きたいと思えます。

以 上

## 家庭部門に対する意見

須藤 隆一

環境省の説明にあるように、わが国の家庭の世帯当たりのエネルギー消費量は、欧州各国に比べて著しく小さい。特に冷暖房による消費量が低い。節電および省エネルギーの意識啓発は徹底されており、日々の実践活動もかなり進行したと思われる。現状での定量的な評価を行うとともに、どの程度（通常的生活での限界）まで削減することが可能かを予測する必要がある。多くの国民は、温暖化はわれわれの責任であり、家庭でのエネルギー節減やマイカー等の自粛によって温暖化防止が達成できるという幻想を抱いている。その実践ができないときは罪の意識さえもつようになっていく。これからも国民の自覚と行動に頼ることはいうまでもないが、これだけではほんのわずかであることを明確に国民に示すべきである。

地球環境問題を専門としていない周囲の環境関連の研究者に、CO<sub>2</sub>の発生量は企業と家庭でどちらが多いかとの質問に、家庭：企業の比は、7：3、6：4、5：5・・・という返答で、企業の方が多く考えている人はほとんどいない。彼らが不勉強といってしまうとそれまでであるが、運輸、家庭、業務、その他からのCO<sub>2</sub>の増加率が大幅に増えているという事実が日常的に報じられているために、一般の環境研究者でさえ温暖化は国民の生活活動に責任があつて、企業から大量に排出されるCO<sub>2</sub>が全体の80%であることは思いもよらないことである。乾いた雑巾は家庭であるといつても過言ではない。このため、家庭からのCO<sub>2</sub>

－2%の目標は厳しすぎると考えられる。

前回までに述べたように部門別のみでなく、主体制の積み上げと評価をお願いしたい。

第13回のときにも述べたが埼玉県温暖化防止推進計画を策定するときに、ある委員から、家庭での実践活動に最も非協力的なのは父親であるという発言があつた。企業人も家庭人であるので、家庭や学校における環境教育を通して父親に対する働きかけを行い、企業における意識の高まりを期待するのも重要ではないかと考えられる。

平成16年3月22日